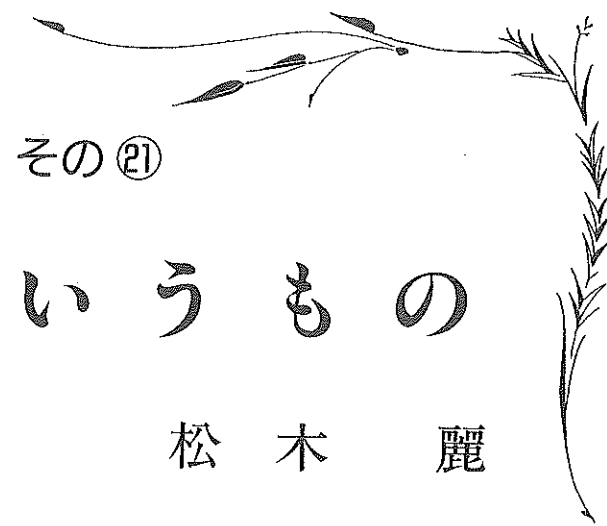




女性検事が見る真実 捜査官へのヒント

その②①

記憶というもの

松 木 麗

「調書というのは実に信用できないもので、例えば、壁にしみがあったのではと聞かれて、そういえばあったような気がしますと答えると、壁にしみがありましたとなるのだ」

法学部在籍中のとき読んだ小文のその一節を、私は信じなかった。刑事訴訟法の解説書によくある、無事を権力で有罪にするといった偏った捉え方には辟易していた。それに、人間の記憶は、自らを省みても分かるように至って曖昧なものである。事件に居合わせた者だけが神様のようでは、それこそ信用性のない調書になるではないか。

だが、検事に任官後、この一節があながち嘘ではないことを知った。私の前では曖昧な記憶として述べられるのに警察の調書ではそうではないことが多いし、また私自身、曖昧さを信じてそのまま録取し、上司から注意を受けたのである。

これはどこかおかしい、釈然としないものをずっと感じてきた。その結論にたどり着いたのはかなり後のことである。曖昧であってはいけない記憶と曖昧でいい記憶。その識別をしなければいけないのだ。

曖昧であってはいけない記憶の最たるものは、犯行そのものに関わる記憶である。計画的な犯行なのに記憶が曖昧であればそれは否認であり、徹底的に追及しなければならぬ。衝動的な犯行の場合でも、それは犯意を有するに至るまでの時間が短いだけで、自らの意思

で罪を犯した以上、我に返ってよく覚えていないといくら言っても、客観的証拠を突きつけ、記憶を喚起してもらわなければならない。

その種のことは飲酒の上での犯行にはよく起こる。検察には飲んべえが多く、昨夜あの後どこに行つてどうやって帰宅したのか覚えていないなんていう話はよく聞いたが、それでももし人を殴つたり強制猥褻をしたり、尋常ではない行為をすれば覚えていないはずはない。それを忘れたとすれば、犯行時は分かっていたのに酔いが醒め、よく覚えていないというだけのことである。

酒は絡まなくても、人間には嫌なことを忘れたいという自然の欲求がある。最近流行っている「老人力」もその一種だし、日々の暮らしでその種のことはしょっちゅう経験する。また、忘却の一種として、記憶は自分の都合のよいように変わる。悪いのは自分ではなく誰それだとか（嫁姑や仲の悪い夫婦などその典型）、あいつが先に手を出したから自分もやむなく応戦したのだといった風に自分の非を認めないでおこうとするのも、積極的な忘却なのである。まして犯罪を犯した者にとってそれは自然の摂理である。そして、それを捜査官が認めていたのでは、捜査は失敗、被疑者も更生させられはしない。真の更生には、自分のやった悪事に真摯に向き合うことが絶対に必要なのである。

これに対して、曖昧であっていい記憶の範

疇は、とても広い。

象徴的な例を挙げるが、演劇や映画での小道具。銃が大写しになったり舞台の最初から壁に掛かっていれば、それは、いざれ使われて何か事件が起こるというメッセージである。観客はそう思つて事の推移を見守るから、実際に事件が起こつてみればそれに至る経緯をよく覚えていて。だが、実際の事件の多くは、突然目の前で起こる。そして初めて、それまでのことを振り返る……。

関係者が複数いれば、時系列や場所、そこに居合わせた登場人物、台詞や動作に至るまで、異なつて当然である。だからといってそれをそのまま録取したのでは、ストーリーは浮かび上がらない。公判立会検察官にとつては、冒頭陳述が書けないという切実な問題にもなるのだ。歴史的絶対的な真実は一つ。それを複数の供述から浮かび上がらせていくことこそが捜査官の真骨頂である。その際気をつけるべきは、関係者の目に映る「真実」は、芥川龍之介作「藪の中」どおり、その立場や

性格で違うということである。かつて関係者全員の記憶が寸分違わない惨憺たる事件の公判遂行をさせられて、難儀をさせられたことがある。

実に記憶というのは曖昧である。

前回私は書類の整理方法について、「結局、できるだけ頭の中に留め置き、書類を増やさないことではないかと思う」などと偉そうなことを書いた。だが実際のところ、いざ記憶を喚起しようとして正確にはできないことに気づいて、啞然とすることがよくあるのだ。大体は思い出せても、人の名前や場所、まして数値などは駄目。心理学で習ったが、記憶は変容するのである。ややこしくとりとめのない話はそのまま覚えてはられないから、できるだけ短く合理的な話として記憶するといった風に。

残すべき書類のより分けは、将来の必要性の有無に加えて、正確な記憶ができる内容かどうかにかかっているのだらう。

（元検事・現参議院議員 まつき れい）



■土本武司 著

捜査官のための

証拠法の理論と実際

◆難解といわれる証拠法を、捜査官の立場に立つて分かりやすく解説。

●A5判／2800頁 ●上製
●定価20000円
(本体16400円＋税)

東京法令出版

女性検事が見る真実 捜査官へのヒント

その②②

検察スキャンダルに思う

松 木 麗

「警察も検察も攻撃には強いけど、いざ守りに回ると弱いねえ」

警察出身の国会議員がそう言った。マスコミ関係と弁護士との友人の感想も同じ。この四月、突如として噴き出したある検察スキャンダルに關してのことである。

これは、まさにバブル崩壊、検察株大暴落の一大事件である。政財官界おしなべて信頼失墜の中、最後の抛り所だった検察がこれでは国民は何を信じればいいのか。現場の士気はどれだけ落ちるだろう。取調べ先でコーヒーを出されても飲まない、事件関係者からは菓子折一つもらわないが徹底している現場には、タニマチも銀座での豪遊もホステスとの情交も別世界の話なのに、世間からは同じ目で見られてしまう。

当たり前の話だが、組織に属する人間の言動は、ひとりその人のものではない。地位が上になれば上がるほどその理は妥当し、責任に比例して給料も社会的地位も高くなる。肩書きゆえに人が寄せてくれる厚情を、自分という個人に寄せてくれるのだと誤解するところから人生の思わぬ転落は始まっている。肩書きを取った素の自分の価値を、人はいつも心のどこかに留めておくべきではなからうか。組織は数多あるが、警察や検察はまさに別格の組織である。人を逮捕し処罰できる特別な強制力。それは自らは犯罪を犯さないからこそである。官庁の接待演けにメスを入れら

れるのは自らは潔癖だからである。自由と責任、権利と義務が一对であるのと同様、権力と自己規律もまた一对である。自らを厳しく律せられる人間であるからこそ、特別な権力が与えられているのだということを、もう一度真摯に見直すべきではないのだろうか。

組織の上に立つ人ほどそれをよく考えてほしいと思う。かつて某検事総長が「北海道ではスピード違反を当たり前にやっていた」と軽口を叩いたばかりに現場の調べが非常に難しくなったことがある。トップやエリートが悪事を犯せば、それは単にAさんという個人の問題では済まず、組織そのものの腐敗となるのである。

加えて、このスキャンダルには二つのおまけがついた。

一つは、身内には極めて甘い調査をするという印象を国民にはつきりと植え付けてしまったことである。これが今後の捜査に与える影響を非常に憂えている。もちろん自らの膿、自らの組織の膿を出すのは非常に苦しい作業である。だからこそ、徹底的に絞り出さねばならなかったのではないか。そうしてこそ初めて、一度失われた国民の信用もいつか回復できるのではないだろうか。警察も検察も、国民の信頼があつてこそ初めて実力を発揮できる組織なのだということを決して忘れてはならないと思うのである。

ナンバー3の「浮気は活力」発言について

は、内容そのものは云々しない。実際どういう場で、どういうやりとりの下、どういう言葉が発せられたのか分からないからである。

マスコミが発言を適当につなげて記事を作るのは、一度でも取材を受けた者には常識の類だし、また、件の検事はたまたま私の新任検事時代の直属の上司で、悪気などまるでなかったこともよく知っているからである。問題の検事とは対照的に検察畑一筋でやってきたせいでマスコミに慣れていなかったのか、あるいはそれが持ち味の豪放磊落な性格ゆえか、オフレコ場面だといふ油断したのかもしれない。だとすればただその一点のみを、検察のためにも彼自身のためにも非常に残念に思うものである。

さて、守りに強くあるためにはどうすればいいだろうか。

と聞かれれば、私は、守りに入らなくてもいいようにすることだと答える。そのためには、人を決して信じないことである。まずはよく観察すること。自分と相手。それは宇宙空間に遊泳する存在ではない。互いにそれぞ

れ置かれた立場がある。その立場を背負った相手というものをよく見極めなければならぬ。彼らが接待してくれるのはなぜなのか。彼女は自分の何に惹かれてくるのか。個人的に親しくもないマスコミ相手にこんな発言をしても大丈夫か――。

これが宗教家であれば人を無条件に信じてもいいのかもしれない。だが、捜査官は違ふのだ。人はまず疑ってかかるのこそが仕事である。例えば、公判段階で被告人が捜査官の非を洗いざらいぶちまけることがある。そう、当の捜査官に伝えるとびつくりされる。がっかりされるといったほうがいいかもしれない。長い取調べの間に被疑者との間に信頼関係を築き得たと信じていたはずだからである。だが、その信頼関係は、捜査官と被疑者という立場の上でのものだというのを常に忘れてはならないのである。

つらつら考えてみるに、捜査官というのは実に因果な商売なのかもしれない。

(元検事・現参議院議員 まつき れい)



図書案内

■特別法犯研究会 編

特別法犯

犯罪事実記載例集

◆実務上、需要度の高い特別法令87種、約420事例を精選。事例ごとに適用法条、罰則を収録し、解説を付記。

●B66判/448頁
●定価2048円
(本体2047円+税)

東京法令出版

交通捜査研究会 著 徹底解析 交通事故事件捜査

※事故態様ごとの犯罪事実と過失のポイントを豊富に提示!!

●A5判/344頁
●定価 2625円
(本体2500円+税)

東京法令出版



意志の力ではいかんともしたいものが多いのだ。数年前昼夜を分かたずパソコンを使っていた突然視力がぐんと落ちたとき、医師から言われた。「あなた自身は頑張り屋と思って頑張っているのですが、目はもうやめたって言うてるわけですよ」と。

私自身かなり頑張り屋ということもあり、また、これまで頑健ではないまでも一応は健康だったこともあって、人を思いやる姿勢に欠けていたと大いに反省させられた。正直に告白するが、自律神経失調症など怠け病くらいに思っていた。更年期障害もあくまで自覚症状だから、働く女性は概ね症状が軽いと聞くと、きつと暇な女性ほど重いのだらうと思っていたのである。

もちろん、いかなる心身の病気も——その病気が生じさせる妄想や幻覚に支配されたものは例外として——犯罪の免罪符にならないのは当然である。捜査官自らが分からないだけについて信じてしまいがち「生理で」の万引きなどその典型かもしれない。ただ、その反面、心身共に健やかな人間が犯罪という社

会病理に走ることもまたありえないことを思えば、犯罪に陥る人間が患う「病」について、捜査官はできるかぎりの想像を働かせ、親身になってやる必要があったのではと、自身遅きに失しはするが、つくづく感じる次第である。

とにかく当たり前すぎ、それだけに重みがあつて何ものにも代え難いのは健康である。残念だが、コソボ現地調査の話も断らざるを得なかった。もし意志や能力があつたとしても、健康なくして意味はない。まさに「転ばぬ先の杖」である。今健康だから、自分に限って、などとはゆめ思わぬことだ。若いときはともかく、中年になれば誰もが、認識するか否かの違いだけで、なにがしかのガタを来している。無理を重ねれば、その無理はいずれきつとどこかに現れる。

一五年勤めた検事を辞めたあの日から一年。まさに激動の一年だった。新しい環境に慣れるまでよくぞ持ちこたえてくれたと、我が心と体に感謝したい気持ちでいっぱいである。

(元検事・現参議院議員 まつき れい)

女性検事が見る真実 捜査官へのヒント

その ②③

「病」を得て思うこと

松 木 麗

まったくの私事で恐縮だが、大型連休に入る前日、体調を崩した。動悸、胸部圧迫感、頭重感、目眩……初めて経験する症状は、後一週間これが続けば仕事には出られないと確信するほどひどいものだった。

振り返れば、数日前から危険信号はあつたのだ。なかなか寝つけないうえ悪い夢を見て目が覚め、寝た気がまるでしない。夕方になると頭がぼうつとする。それが酒を飲むと治るから、γ-GTP値はまだ二〇以下で「鉄の肝臓」と言われる私がついにアル中になったかと危惧していたが、事はどうやらそういう問題ではなかったらしい。

翌々日、十年来親交のある医師の所に出向いた。すでに医学書を読んで自ら下していた診断は「更年期障害」である。程度の差こそあれ更年期にある女性の八割が何らかの症状を訴えるという。訴えが最も多いと言われるほてり、不眠、動悸、胸部圧迫感、目眩、頭重感のほとんどが該当するのである。暦年齢からしても——自分では精神的にも肉体的にもずっと若いと思つてはいるが——決して早すぎもしない。ともかく残り二割に当たる幸運には恵まれず、こんなに突然、一挙にひどい症状を伴つてそれがやつてきた。

精一杯悲観していたが、外れた。医師の診断は「自律神経失調症」だったのである。神経系にはほかに知覚神経系と運動神経系があるが、自らコントロールできない自律神経系

が何らかの原因でうまく働かなくなると様々の症状が現れる。更年期障害の正体も実は自律神経失調症なのである。私は元々低血圧気味なのだが、下の値が上がって幅が狭くなり、目眩が起きやすくなつていった。酒は血管を膨張させるから症状が治まるのだという。

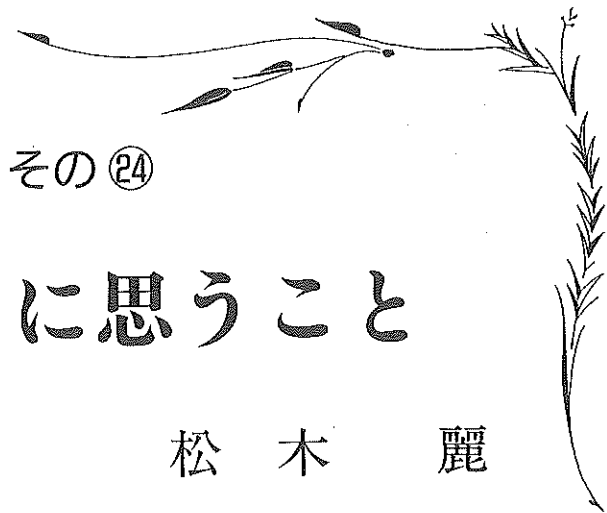
「原因はストレスでしょう。でも、前の職業業のときでもずいぶんあつたでしょうに。それとも現職の方がストレスが多いですか」

確かに、どちらもが負けず劣らずストレスのかかる職業である。なのに自分はずっとストレスとは無縁だと思つてきた。だが、「ストレスのたまらない得な質」は、実は理由のない、ただの樂觀的な思いこみだったのかもしれない。意識や意志の部分でそう思おうとする分よけいに、無意識の部分でストレスはうんとたまつていたのかもしれないのだ。

処方方は、勝手に予想していたホルモン療法ではなく安定剤の適宜服用だった。それを飲むと目眩も動悸も不思議なほど治まり、自然に眠くもなつてくれる。一か月後、体調はほぼ元に戻り、安定剤も不要になつて、健康の有り難みをひしひしと感じている。

ただ、「病」によつて、私は貴重な事実を知つた。当たり前ではないかと言われそうだが、人間には意志の力だけではどうにもならない部分が大いにあるということである。

生真面目な人間ほどかかりやすいといわれる中高年の鬱病を典型として、心身の不調は



女性検事が見る真実 捜査官へのヒント

その②4

「盗聴法」に思うこと

松 木 麗

今年の通常国会は重要法案が目白押しだった。ガイドライン関連法案、組織犯罪対策三法案、行革関連法案、等々。

中で、通信傍受法を巡っては審議が紛糾した。反対する民主、社民、共産各党が衆院での採決時退場し、法案は可決されたがこれを「強行採決」だと激しく反発し、全く無関係の参院決算委員会まで急遽流れる始末。挙げ句、六月一日に参院に回ってきた法案はようやく二九日になって法務委員会で審議入りとなった。いやはや、国会という所は、理屈はおろか、仁義さえ欠落した所である！

さて、六月九日の参院本会議では、法務大臣の趣旨説明の後、質問に立った野党議員の中に、これを「盗聴法」呼ばわりする不見識者が二名いたが、極力怒りを抑えて耳を澄ませば、「盗人にも三分の理あり」——か。

通信傍受を認めるか否か。それはひとえに、犯罪実態に対する正しい認識があるかどうかはもちろん、当局、すなわち警察を信頼するかどうかにかかっているようである。

確かにこれまで警察の不祥事はいくつも起こった。汚職、調書ねつ造、はたまたあろうことか事件（冤せいの所持）そのもののねつ造、また、共産党員宅の盗聴事件（現在参議院議員である当人が反対の熱弁を奮った、等々。そういう不埒な輩に権力を与えれば、何をしでかさか分かったものではない——というわけだ。もちろん令状は必要とされているが、

裁判官は警察の言いなりだ。つまり、警察のしたい放題で、何の歯止めもないではないか。

まさか。日本の警察ほど信頼に足る警察は世界中どこを探したってはいはしない。国連アジア極東犯罪防止研修所に勤めた私の経験から言わせてもらえば、発展途上国じゃあ、警察の汚職、拷問、職権濫用なんて日常茶飯事でニュースにもなりはしない。先進国アメリカだって、警察官が人種差別で被疑者に暴力を振るつたなんてしょっちゅうだ。確かに不埒な輩もいるだろうが、二六万人いれば少しは変なものもいるだろう。大方の警察官は本心に熱心に真面目に職務をこなしているのだ。

だが、私がそう思えるのは、多分に私自身の経験が背景にある。これが部外者だったら、普通警察との接点はない。であれば、警察に関わる報道、あるいは自分が犯罪や事故の当事者・目撃者になったときの警察の対応一つで、信頼度は決まるのではないか。そして、大方の国民にとって、そうした経験は人生に一回起こるか起こらないかといったところだろう。

つまり、警察官一人ひとりが警察の代表なのである。一人ひとりが警察のイメージを作る。警察の信頼を作っていくのである。そういう意味において、一人くらい良くない輩がいてもいいというわけにはいかない。一人の例外も許されない厳しい職場だということを、

社会の信頼あつてこそ初めて本領を発揮できる職場だということを、各人、そして部下を持つ上司それぞれが肝に銘じておかねばならないと思うのである。

今回法務省がマスコミに対し、「盗聴法」に苦言を呈したのは非常に良かったと思う。それだけに止まらず、当局は、なぜ今通信傍受法が是非とも必要なのかについて、国民に正しい情報を伝えなければならない。通信手段の発展、犯罪の国際化、組織暴力犯罪の深刻化、先進国でこの種法律を持たない国はないことを、知っている国民はごくわずかである。マスコミを通して、一部「識者」による偏向した意見しか入ってこなければ、国民には正しい判断のしようがないのである。

犯罪捜査に限らず、現代社会において最も必要なのは「情報」である。正しい情報をいかに迅速に得るか。そこそが物事に迅速的確に対処するための前提だからである。そのために通信傍受法も必要なのだということを、ひとり当局だけでなく、広く国民に正しく伝

えなければならない。それさえあれば、国民は自らの良識に従って正しい判断を下すだろう。国民から支持されない法律など作っても、うまく機能するはずはないのである。

この国を今浸食している病は、平和ぼけと行きすぎた「個人の権利と自由」ではないかと思う。最近各地で住民とトラブルを引き起こしているオウム問題に携わりながら、あとき破壊活動防止法を適用して集団を解散させなかった非を、改めて思う。問題なのは、公安審査委員会の委員はもちろん、適用に猛然と反対したマスコミや識者の誰一人、結果の責任を取らないということである。権利は義務と、自由は責任と、それぞれ表裏一体の関係にあるということを、国民すべてが考え直さなければならないと思うのである。

八月一三日、国会閉会。七か月の長丁場で疲れ切った体と心をひとまずゆつくり休養させ、九月の総裁選、その後の臨時国会に臨もうと思う。

（元検事・現参議院議員 まつき れい）

図 書 案 内

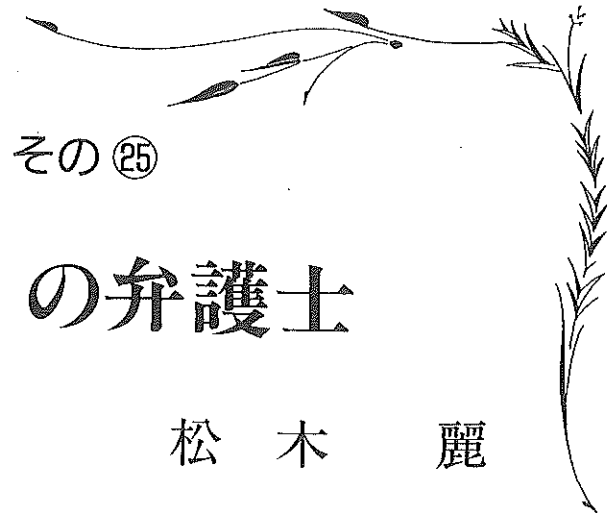
特別法犯研究会 編 犯罪事実記載例集

◆実務上、需要度の高い特別法令87種、約420事例を精選。事例ごとに適用法条、罰則を収録し、解説を付記。

●B6判/448頁
●定価25048円

（本体24227円＋税）

東京法令出版



女性検事が見る真実 捜査官へのヒント

その ②⑤

「普通」の弁護士

松 木 麗

「一体、弁護士というのは皆あんな柄が悪いものなのか」

自民党同僚議員がそう嘆息したのは、組織犯罪対策三法審議をめぐる法務委員会直後のことだった。法律の世界とは無縁で来た彼がそう思うのも無理はない。ついでに言うなら、人柄が悪いだけでなく、頭も悪いのである。

私の本籍は外交防衛委員会だが、七月下旬以降会期末まで法務委員会を兼務していた。ストレスのたまる委員会とは常々聞いていたが、いや、予想を遥かに上回る凄まじさだ。一体何のために法律を学んできたのだろうか。歴とした文言に自分勝手な解釈をし、およそ考えられない事態を想定する。技術的に不可能なことを法的に不可能なことも混同。だが、法務省刑事局長はじめ政府委員は、仮にも「先生」に対し、質問が失当だとも言えない。同じ（と言いたくはないが）弁護士として恥ずかしいことこの上なしである。

「まさか。ああいうのは例外ですよ。たまに悪いのばかりがここに集まったんですね」実際、少なくとも私の周囲を見る限り、大抵の弁護士は「正義の味方」である。犯罪者より被害者の味方。社会の治安を維持するためには少々のプライバシー侵害などモノの数ではない、日本の警察は（少なくとも他の国と比べて）信用できる、警察もつと頑張り、犯罪をきちんと取り締まれ、悪い奴を逃すな、と思っているのである。もちろんそのエール

は、検察にも同様に向けられている。親しい弁護士が言う。

「接見して本当に罪を犯していると思ったら、僕は正直に告白しろと勧めるね。弁護士の職業としてもその方が正しいと思うし、第一、自白しないと更生できないよ。普通の弁護士の考えていることは検察官と同じだよ。立場が違うから現れ方が少し違うだけで」

例の代用監獄問題についても、別の親しい弁護士がこう言う。

「日弁連が色々言ってるけど、普通の弁護士は誰も支持してないよ。拘留所は時間が決まっているから仕事が終わって接見に行こうと思っても駄目だけど、留置場は大目に見てくれて大助かり」

最寄りの警察でなくはるばる拘留所まで接見に行くとなると、取調べを担当する警察官も困るが、担当弁護士も同様に困るのである。取調べをテープに取れとも主張する。だが、連日長時間にわたるテープを聞く時間が、多忙な弁護士にあるのだろうか。裁判所記録に時々添付されるテープにしても、聞くのが面倒だから速記取ってくれよなと思っているのが本音だというのに。

取調べに立会い権を与えろとも言っている。だが、もし与えたら、連日二〇日間、他の案件をすべてキャンセルして立ち会ってくれるのだろうか。それで業務が成り立つだろうか。

捜査は生きている。それが究極の実務であ

るのと同様、弁護も実務である。「絵に描いた餅」は学者の言だけで十分である。

日弁連はおよそ何にでも反対する団体である。挙げる「人権」の御旗は犯罪者一辺倒に偏つてたなびく。それでも被害者の人権については、世界的潮流の中、遅まきながらも考慮するようになったようだが、捜査側の人権はおよそ考慮の外にある。

捜査側の人権とはすなわち、社会秩序・治安といった全体利益のことである。日弁連の図式は、権力イコール個人の自由と権利を抑圧するもの、である。法務省の大先輩いわく、「弁護士には定年がないからねえ。そういう考え方で育ってきた古い人が長老のまま居座っているから、世代交替が起きない限り、まずあの体質は変わらない」

私は法務委員会の質問中二度も、「日弁連の主張が大方の弁護士のものとは思わない」

旨述べた。事実そうなのだ。日弁連に積極的に関わる人は全体のごく一部だけ。大方は自分たちの日々の業務に忙しく、できるだけ関

わりを持たずにいたいと思っているのである。ところで、日本の刑事司法批判がよく引き合いに出される「欧米先進国」とは英国なのだろう。大陸法はおしなべて日本より勾留期間が長く、公判審理は日本の戦前の職権主義のままだからである。

英国では、逮捕後原則二四時間以内に告発故意過失は曖昧、挙証責任はすべて転換されて、ラフな捜査で足りるのである。取調べは一、二回、各一三〇分程度。であれば、テープも立会いもおよそ可能である。

だが、つまみ食いはいけけない。もしそれがいいというのであれば、無令状逮捕（在宅事件という概念はない）も五一パーセントルールでの起訴も有罪答弁も、すべて做ってほしいものだ。真実究明などおよそ必要ないと割り切るのでもないかぎり、日本の「精密司法」はそう簡単には捨てられないはずである。

日本人のメンタリテイと刑事司法——今、そのテーマで新書を書き下し執筆中である。
（元検事・現参議院議員 まつき れい）



図書案内

■特別法犯研究会 編
特別法犯

犯罪事実記載例集

◆実務上、需要度の高い特別法令87種、約420事例を精選。事例ごとに適用法条、罰則を収録し、解説を付記。

●B6判/448頁
●定価25548円
●（本体2427円＋税）

東京法令出版